

霧島市青少年問題協議会設置条例の一部改正について

霧島市青少年問題協議会設置条例の一部を次のように改正する。

平成26年6月2日 提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

霧島市青少年問題協議会設置条例（平成17年霧島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条」の次に「及びいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項」を加える。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ること。

第3条第3項中「任命」を「委嘱又は任命」に改め、同項第4号から第13号までを削り、同項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者

第7条を削り、第8条中「市長」を「会長」に改め、同条を第7条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（定数及び任期の特例）

2 第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に委嘱又は任命する委員の定数については、同項中「15人以内」とあるのは「17人以内」と読み替えて適用するものとする。

3 第4条の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に委嘱又は任命する委員の任期については、同条中「2年」とあるのは「平成27年9月30日まで」と読み替えて適用するものとする。

（提案理由）

いじめ対策推進法（平成25年法律第71号）の施行に伴い、霧島市青少年問題協議会の所管事務を追加する等、本条例の所要の改正をしようとするものである。